分に係るものを除く。）の額に相当する額

S_{17} ＝ 1.000

S_{18} ＝ 0.981
S_{19} ＝ 0.963
S_{20} ＝ 0.97300
S_{21} ＝ 1.03574
S_{22} ＝ 1.03648
S_{23} ＝ 1.04093
S_{24} ＝ 1.05574
S_{25} ＝ 1.08093
S_{26} ＝ 1.12537
S_{27} ＝ 1.019
S_{28} ＝ 1.0000
S_{29} ＝ 1.0019
S_{30} ＝ 1.00870
$S_{令元}$ ＝ 1.00481
$S_{令2}$ ＝ 0.79519
$S_{令3}$ ＝ 0.80500
$S_{令4}$ ＝ 0.12778

$S_{令5}$ ＝ 0.17593
$S_{令6}$ ＝ 0.26630

T_n　合併特例法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

U_{17} ＝ 1.000

U_{18} ＝ 0.981
U_{19} ＝ 0.963
U_{20} ＝ 0.97370
U_{21} ＝ 1.03574
U_{22} ＝ 1.03648
U_{23} ＝ 1.04093

分に係るものを除く。）の額に相当する額

S_{16} ＝ 1.000
S_{17} ＝ 0.917

S_{18} ＝ 0.883
S_{19} ＝ 0.867
S_{20} ＝ 0.87800
S_{21} ＝ 0.93300
S_{22} ＝ 0.93417
S_{23} ＝ 0.93850
S_{24} ＝ 0.95483
S_{25} ＝ 0.97900
S_{26} ＝ 0.950
S_{27} ＝ 0.917
S_{28} ＝ 0.9017
S_{29} ＝ 0.9033
S_{30} ＝ 0.90950
$S_{令元}$ ＝ 0.71200
$S_{令2}$ ＝ 0.71700
$S_{令3}$ ＝ 0.04800
$S_{令4}$ ＝ 0.11500

$S_{令5}$ ＝ 0.15833
T_n　平成 n 年度において発行を許可された地方拠点都市整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
U_{16} ＝ 1.000

V_n　合併特例法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

W_{16} ＝ 1.000
W_{17} ＝ 0.917

W_{18} ＝ 0.883
W_{19} ＝ 0.867
W_{20} ＝ 0.87800
W_{21} ＝ 0.93300
W_{22} ＝ 0.93417
W_{23} ＝ 0.93850